



2017年5月19日

森友学園国有売却交渉経緯文書不存在事件 不存在決定取消・国家賠償請求・証拠保全申立てを提起

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

1 本事案の概要

訴訟の対象：近畿財務局と財務省の行った森友学園への国有地売却に関する交渉・協議等に関する内容を記録したもの

大阪航空局の行った森友学園への国有地売却に関連して財務省近畿財務局と行った協議・打ち合わせの内容のわかるものと資料、本省との協議、打ち合わせ、照会の内容のわかるものと資料

原告：特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事長 三木由希子（法人としての提訴）

被告：国（処分庁 財務省、近畿財務局、大阪航空局）

提訴日：2017年5月19日

代理人：喜田村洋一、大島義則、出口かおり、藤原大輔

2 情報公開請求の経緯

2月24日の衆議院予算委員会で、財務省の佐川理財局長は、「昨年6月の売買契約の締結に至るまでの財務局と学園側の交渉記録につきまして、委員からの御依頼を受けまして確認しましたところ、近畿財務局と森友学園の交渉記録というのはございませんでした。」「面会等の記録につきましては、財務省の行政文書管理規則に基づきまして保存期間1年未満とされておりまして、具体的な廃棄時期につきましては、事案の終了ということで取り扱いをさせていただいております。したがって、本件につきましては、平成28年6月の売買契約締結をもちまして既に事案が終了してございますので、記録が残っていないということでございます。」と答弁した。

その後も繰り返し、交渉記録は1年未満保存文書で廃棄し、公文書管理法にも違反をしておらず適正であると財務省は答弁している。しかし、交渉記録は契約書そのものではないものの、契約書の前提となる事実や条件などが記録されているものであり、特に森友学園への国有地売却は通常の売却とは異なる条件下で行われている。財務省は廃棄したと答弁しているものの、組織の必要性から引き続き保存されているものと考え、情報公開請求を近畿財務局、財務省本省、大阪航空局に対して行った。

3 本情報公開請求の経過

2017年2月27日	<p>近畿財務局の情報公開請求(3件)(受付 2017年3月1日)</p> <p>① 森友学園への国有地売却に関する交渉、協議等に関する内容を記録したもの</p> <p>② 森友学園への国有地貸与、売却に関して行われた本省との打ち合わせ、協議、照会の内容を記録したものをその際の資料</p> <p>③ 森友学園への国有地売却に関連して国土交通省大阪航空局と行った協議、打ち合わせの内容のわかるものとその際の資料</p> <p>大阪航空局への情報公開請求(1件)(受付 2017年3月1日)</p> <p>④ 森友学園への国有地売却に関連して財務省近畿財務局と行った協議、打ち合わせの内容のわかるものとその際の資料と、本省との協議、打ち合わせ、照会の内容のわかるものとその際の資料</p>
2017年3月2日	<p>財務省への情報公開請求(1件)(受付 2017年3月6日)</p> <p>⑤ 森友学園への国有地売却に関する交渉、協議等に関する内容を記録したもの</p>
2017年3月30日	<p>大阪航空局が④について不開示決定処分</p> <p>【理由】文書不存在のため</p>
2017年3月31日	<p>近畿財務局が①～③について不開示決定処分</p> <p>【理由】行政文書不存在のため</p>
2017年4月5日	<p>財務省が⑤について不開示決定処分</p> <p>【理由】開示請求のあった上記行政文書について、財務省において文書の保有が確認できなかったため。</p>

4 訴訟等の訴えの概要

(1) 不存在決定の取消請求

財務省本省、近畿財務局、大阪航空局の行った不存在決定について、本件は特例的なものであり、

- ① 隣地と比較して廉価での払い下げを行ったことの取引の公正性を説明する資料であること
- ② 国有地払い下げの適正さに関するきわめて重要な証拠であること
- ③ 後日の説明責任を果たす必要が生じることが容易に想定されること
- ④ 本契約が10年間の分割代金支払いで買い戻し契約もあること、未払いによる

権利行使や諸手続が発生する可能性があることから、交渉記録を廃棄することは合理的に想定されないため、請求対象となる行政文書を保有していることが明らかである。

(2) 国家賠償請求

交渉記録を保有しているにもかかわらず、一切の記録を不存在としたことは、注意義務違反であり、その結果、原告が情報公開訴訟を起こさざるを得なくなったことによる無形損害が発生している。

(3) 証拠保全申立て

不存在決定取消請求について、財務省等にデータ等で残された森友学園との面談記録等が書類の廃棄やシステムの交替等により証拠として使用することが困難になる事情があるので、これらのデータ等を保全するために申し立てる。

不存在とされている交渉記録は以下の通り存在する。

- ① 国会での政府参考人答弁により過去に交渉記録が作成されていたことは明らかであること
- ② 国有地売却について事案が完了しておらず、公文書管理法以下関連法令において廃棄できる行政文書ではないことは明らかであること
- ③ 廃棄したとすることは法令の定める義務違反であるから存在すること
- ④ 法令に違反して廃棄したとしても、システム上存在する電子データをバックアップデータなどから速やかに復元をすることが可能であること

これらの存在する対象文書は改ざん、破棄され、以下の通り証拠として使用することが不可能になるおそれがある。

- ① 財務省システム上、パソコン上のデータを削除しても、表面上のものであり復元の可能性が十分あるが、2017年6月1日に財務省はシステムの交換を予定しており、データは新システムに移行するが、表面上削除されたとするデータはシステム管理を行う民間事業者が削除済みを報告し、新システムに移行されないこと
- ② 本件取消請求の判決確定前に財務省システムを交替すると、文書が破棄されること
- ③ これまで財務省は国会答弁でバックアップデータの復元に応じていないこと

5 情報公開請求、訴訟に至った理由

(1) 情報公開請求を行った理由

森友学園への国有地の極めて廉価で売却に至った交渉経緯に対する説明責任を、財務省は負っている。財務省は繰り返し交渉記録は1年未満保存文書であり、廃棄したと国会で答弁しているが、1年未満保存文書は、短期間で廃棄をしても説明責任を果たすうえで支障がないものに限られているはずである。森友学園への売却経緯は、通常の売却とは異なる特別な案件であり、なぜこのような契約の締結になったのかについては、学園との取引が完了し、会計検査院による検査期間が終了するまでは経緯を含めた説明責任が発生している。廃棄したとする国会答弁は、本来起こるはずのない廃棄をしたと財務省が称しているにすぎない。

森友学園問題が政治問題化しているからこそ、交渉記録を廃棄したことにしなければならぬということになると、政府の活動を適切に記録して残すべき行政文書に対して、何を残すか否かという問題に政治が介入し自らの政治的利益を守るということになり、そもそも政府のあり方にかかわる問題である。

1年未満保存文書であることを根拠に廃棄し、それを公文書管理法の諸規定を「活用」して法的に問題ないとする財務省の主張を容認することはできず、そもそも財務省として保有している必要がある文書である以上は、その文書が存在することを追求しなければならない。そこで、情報公開請求を行った。

(2) 訴訟に至った理由

情報公開請求に対して、財務省等が繰り返し国会で交渉記録を廃棄したと答弁していることから、不存在決定が出ることは想定していたところである。前述のとおり、情報公開請求をしたきっかけが、廃棄した称する財務省の主張を容認するべきではなく、廃棄したと主張すれば時間の経過とともにうやむやになっていくことはさらに容認できないことにあり、情報公開訴訟を通じて文書の存在を徹底的に争う必要があると考え、不存在決定が出てからすぐに訴訟を行うための準備を進め、提訴に至った。

また、提訴準備中に財務省本省の行政LANシステムの更新が6月に控えており、それに伴い現行システムで保持されている一部のデータが失われることがわかった。そこで不存在決定の取消請求という本訴の証拠調べに不可欠なものを保全する必要があることから、更新期限を前に提訴をすることとなった。

(3) 訴訟を通じてめざすこと

そもそも森友学園問題が長引いている理由は、財務省が交渉記録を廃棄したと称

しているからにはかならず、交渉経緯の記録の存在を追求し文書の存在を明らかにすることが一義的な意味である。

また、財務省は、森友学園に関する交渉記録を1年未満で廃棄したと主張しているが、これは言い換えれば、国有地の公共随意契約による売却にあたっての交渉記録は、1年未満保存で契約締結とともに廃棄することを、過去も今も将来も行うと主張しているに等しい。少なくとも、交渉記録を1年未満で廃棄しても、財務省は問題ないという立場であり、政権もそれについて容認していることになる。

公共随意契約による国有地売却結果は各財務局で公表されており、情報公開クリアリングハウスが調べたところ、2017年2月末現在で各財務局が公表していた売却結果のうち、26件で減額売払いを行っていた。また、2件が森友学園への売却金額がかつて非公表であったのと同様に、契約金額を非公表としていた。少なくとも、契約締結に至る交渉記録が残されていないければ、仮に妥当な減額であったとしても、常に売却先は森友案件のような疑いを向けられることになり、また、交渉記録を残さない財務省に適切な売却を進める能力があるのかも疑わしいということになる。

このような事態から脱却するには、森友学園案件の交渉経緯だけでなく、国有地売却に関する交渉経緯を短期間で廃棄してもよいという誤った公文書管理法の解釈を主張し続ける財務省に対して、廃棄を理由にした不存在は通用しないこと、廃棄はできるはずのないことを明らかにし、国有地売却に係る交渉記録が確実に残されるようにしたい。

6 連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
担当 三木 由希子（理事長）
〒160-0008 東京都新宿区三栄町16-4 芝本マンション403
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944
E-Mail icj@clearing-house.org <http://clearing-house.org>